

平成 23 年 12 月 5 日

各 位

西日本シティ銀行

個人向け社債の発行条件について

西日本シティ銀行（頭取 久保田 勇夫）は、平成 23 年 11 月 28 日付ニュースリリース「個人向け社債の発行について」でお知らせいたしました期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）（以下「劣後債」といいます。）について、下記のとおり発行条件を決定しましたのでお知らせいたします。

記

1．劣後債の概要

(1) 銘 柄	株式会社西日本シティ銀行第 8 回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
(2) 発行総額	100 億円
(3) 各社債の金額	金 100 万円
(4) 利 率	平成 23 年 12 月 29 日から平成 28 年 12 月 28 日まで 年 1.37%（固定金利） 平成 28 年 12 月 29 日以降 6 か月ユーロ円 Libor + 2.31%（変動金利）
(5) 発行日	平成 23 年 12 月 28 日
(6) 利 払 日	毎年 6 月 28 日と 12 月 28 日（初回利払日は平成 24 年 6 月 28 日）
(7) 償 還 日	平成 33 年 12 月 28 日 ただし、平成 28 年 12 月 28 日以降の利払日に期限前償還される場合があります。
(8) 募 集 期 間	平成 23 年 12 月 6 日から平成 23 年 12 月 27 日まで
(9) 引 受 会 社	東海東京証券株式会社
(10) 販 売 会 社	西日本シティ TT 証券株式会社（当行の店頭では販売しておりません。）
(11) 社 債 管 理 者	株式会社りそな銀行
(12) 取 得 格 付	A - （株式会社日本格付研究所）、A - （株式会社格付投資情報センター）

2．今回の劣後債の特徴

当行は、これまで投資単位（上記概要「各社債の金額」）を 1 億円とした、主に国内の機関投資家を募集対象とした劣後債を発行してまいりましたが、今回は、投資単位を 100 万円と小口化し、また、営業エリアが福岡県内ほぼ全域に広がった証券子会社、西日本シティ TT 証券でその全額を販売することにより、主に地元の個人のお客様の資産運用ニーズにお応えする取り組みといたしました。

なお、銀行が発行する劣後債の全額を銀行グループ内の証券会社で販売するのは、全国の地銀で初めてであります。

以 上

この文書は、一般に公表するために作成されたものであり、一切の投資勧誘及びそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

《本件に関するご照会先》

本日のニュースリリース全般に関すること
西日本シティ銀行 総合企画部 本田 TEL 092 461 1867

今回の「株式会社西日本シティ銀行第8回劣後債」に関すること
西日本シティ TT 証券 営業統括部 白比生、久保 TEL 092 707 3000
<http://www.nctt.co.jp>